

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (R8・4・22 第158回総会；佐久市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	人事院、総務省
	☐ 県	担当部局課室	企画振興部 市町村課、総務部 人事課
	☐ その他	名 称	
件名	寒冷地手当の支給地域見直しについて		
提案市	長野市、中野市、岡谷市、駒ヶ根市、 <u>佐久市</u>		
提 案 要 旨	地方公務員の寒冷地手当の支給については、国家公務員に準拠すべきとされている。しかしながら、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による支給地域選定の基となった気象庁データは、公表時の留意事項として記載されているとおり、推定値であるが故に実態にそぐわない部分が顕在化している。このため、当該データの使用を見直すとともに、当該手当が寒冷地における生活費増嵩の補てん的性格を有するものであることに鑑み、支給地域の選定基準（寒冷地の定義）の見直しを要望する。		
提 案 理 由	寒冷地手当は、寒冷積雪地域における冬期間の暖房用燃料費等の補助として支給される職員の生活関連手当である。 国家公務員の寒冷地手当に関する法律に基づく手当の支給地域は、気象庁公表データ（メッシュ平年値 2020）に基づく基準①（平均気温 0.0℃以下かつ最深積雪 15 cm以上）又は基準②（最深積雪 80 cm以上）のいずれかを満たさなければならず、また、市町村役場・役所本庁舎所在地のメッシュデータを用いて選定されている。 しかしながら、メッシュデータ自体が推定値であるが故に実態にそぐわない部分があるとともに、この積雪と気温の両基準を満たすことを求める一律的な基準は、「寒冷地」としての定義付けの不備と言える。さらに、市役所又は町村役場本庁舎所在地の限られた地点の推定値のみで全市域の判断を行うという、地域の実態にそぐわない運用がなされている。 雪が少なくても低温による暖房費の増嵩は避けられない実態があるにもかかわらず、その負担が考慮されず、また、全市域の実態によらないこの定義付けは、手当支給の公平性を欠き、根本的な見直しが必要である。 また、同法律に基づく「級地」の考え方は、普通交付税の基準財政需要額の算定においても用いられているため、職員個人の寒冷地手当のみならず、市町村としての普通交付税の交付額にも影響を及ぼしている。		

	手当支給の公平性の観点から、支給地域の選定における気象庁公表のメッシュデータ使用の見直しと、支給地域の選定基準（寒冷地の定義）の見直しを求めるもの。
現況及び課題等	総務省は、国と同様の措置を講じるよう各地方公共団体に通知したが、豪雪地帯の中野市は、地域の大半が最深積雪 0cm と推定され、長野市は市役所庁舎所在地の平均気温が支給条件よりも摂氏 0.1℃高い推定で市全域が非支給とされた一方、近接する県庁所在地は支給官署とされるなど、不合理性が顕在化している。 また、岡谷市は、市役所本庁舎所在地の最深積雪が支給条件よりも 1cm 少ないとの推定で、諏訪広域圏内の市町村で唯一、市全域が非支給地域とされ、佐久市は寒冷地手当の地域区分が 3 級地である北海道内の市町と同程度の平均気温でありながら、最深積雪が支給条件に満たないとの推定で非支給地域とされた。 単一地点のわずかな差で全市域を非支給とし、また積雪・寒冷どちらか一方の実態が顕著な地域においても、暖房用燃料費等の負担増があるという実態にそぐわない運用方法は、地方自治体の人材確保や人事管理にも影響が及ぶうるものであり、また、実際に普通交付税の交付額にも影響を及ぼしている。 こうした状況を踏まえ、寒冷地の再定義付けが必要である。
関係法令	国家公務員の寒冷地手当に関する法律